

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

令和5年6月28日（水）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

第3 出席者

1 地方裁判所委員会委員（五十音順、敬称略）

飯濱岳、岡田亜紀、嶋末和秀、吹田和彦、高木義彦、高橋綾子、田中一壽、土橋康宏、土井智也、和田篤

2 説明者

橋本貢、河内右吉、坂田初美、田中孝二、森下愛梨、守山滉祐

3 事務担当者等

和田弘樹、内田光一、藪本雅章、早川理江、白井寛朗、松本茂太、奥野由紀子

第4 議事

1 開会

2 委員長選任

地方裁判所委員会規則6条1項に基づき、委員の互選により、嶋末和秀委員を委員長に選任した。

3 前回の議事内容等

裁判所から、前回の地裁委員会及び家裁委員会のテーマ「裁判所の採用広報について」に関する報告を行った。

4 テーマ「民事調停手続の利用促進について」

意見交換に先立ち、民事調停手続について、和歌山簡裁橋本貢裁判官から、次のような内容を中心とした説明を行ったほか、民事調停委員及び裁判所職員

において、模擬調停の実演を行った。

- ・ 簡易裁判所の民事裁判手続、民事調停が取り扱う紛争、民事調停の特徴、民事調停手続の流れ
- ・ 民事調停事件の新受件数
- ・ 民事調停の利用が伸びない理由（仮説）
- ・ これまでの利用促進に関する取組

5 意見交換の要旨

別紙のとおり

6 次回委員会の開催テーマ

民事訴訟手続のデジタル化について

7 次回委員会の開催期日

令和5年12月1日（金）午後1時30分

8 閉会

(別紙)

意見交換の要旨

(●裁判所委員又は裁判所説明者等、○その他の委員)

- 1 民事調停制度の説明（制度の概要、メリット、手続きの流れ、民事調停の実情）、模擬調停の御感想や質問等について
 - 模擬調停は非常に臨場感があり参考になった。民事調停のメリットの一つである費用の点について、例えば模擬調停にあった100万円の請求の場合、民事調停と民事訴訟とで手続きに必要な手数料の違いがあるのか。
 - 請求額が100万円の場合、手数料である印紙代は民事訴訟では1万円となるところ、民事調停の申立てでは5000円となり、訴訟と比べて半額となる。
 - 和歌山県内の民事調停の年間新受件数が令和4年で150件との説明であったが、どのような類型が多いのか。
 - 150件は和歌山県内の各簡裁分の合計件数であるところ、件数の大部分を占める和歌山簡裁でいえば、金銭支払いを求めるものが6割から7割程度とかなりの割合を占め、近隣紛争については訴訟に比べると一定割合の件数があるという認識である。近隣紛争に関する調停は、様々なバリエーションでの紛争に関する申立てがされている。
- 2 民事調停の利用が伸びない理由、利用促進の取組の在り方について
 - 労働問題に関する紛争解決機関の委員を務めているが、民事調停と同じように、労働紛争に関する相談もコロナ前くらいから相談件数が減っていったが、認知度を上げるために開催場所を市民が集まりやすい商業施設に変更したり、別のイベントが開催される際に相談場所を開設したりと種々の工夫をした結果、相談件数が増えた。また、電話による相談も行っているが、コロナ渦から電話による相談が非常に増えているので、民事調停の件数が減っているのが意外に感じた。

- 一般市民からすれば、裁判所に赴くこと自体に心理的ハードルが高いし、民事調停がどのような手続か、訴訟との費用の違いもわかっていない人が多いと思う。学校への出前授業で模擬調停を実施すればすごく興味を持ってもらえると思うし、大人になって本当に必要になったときに知るより、子どもの時に学ぶ機会があれば、将来、役に立つのではないかと思う。
- 市民向けの広報行事をしていると伺ったが、裁判所の見学会等でも模擬調停を実施したりしているのか。
- 本日実施したような模擬調停は、一定の時間を要するため、調停に特化したイベントなどまとまった時間が取れる場合は実施している。そこまで時間が取れない場合には、庁舎見学において実際に調停で使用する調停室を見学いただき、併せて手続説明やコンパクトにまとめた模擬調停を実施している。
- 民事調停利用者が自治体や弁護士会又は弁護士への相談を契機として調停手続を利用することが多いのであれば、そういった団体と連携することが重要ではないか。そういった道筋をつけるような広報活動をするのがよいのではないかと感じた。
- 県には県民に向けた各種相談窓口が設置されているが、窓口担当者から相談者に紛争の解決手段の一つとして簡易裁判所の民事調停という選択肢があることを伝えてもらうなど、相談窓口から裁判所に繋ぐようにしてもらえれば、相談者の裁判所に対する心理的ハードルも下がり、裁判所にも行きやすくなるのではないかと感じた。
- 和歌山弁護士会では、ADR（紛争解決センター）の運営を行っている。近隣関係、親子関係の案件が多いが、災害発生時のトラブルで利用できる災害ADRも行っている。利用者が弁護士会のADRを知る機会は、そのほとんどが法律相談である。法律相談で弁護士がある程度スクリーニングして、証拠のあるなしに関わらず、解決に値する紛争である場合は弁護士が弁護士会のADRを紹介している。

- 民事調停の利用が伸びない原因としては、心理的なハードルが一番大きいのではないかと感じた。今回、模擬調停の実演を見せてもらうまでは、もし自分が誰かとトラブルになっても、自分たちで解決する方がいい、調停に持っていくと相手の人との関係性がこじれるというようなイメージを持っていた。おそらくそう思う人は多いと思うので、心理的なハードルを下げてあげるのが大事ではないかと感じた。そういう意味では、他の委員からの意見と同様に、即効性はないかもしれないが、学校教育の中で裁判や調停などに触れる機会を作り、裁判所を身近な存在に感じてもらうのも一つではないか。
- 民事調停の概要等を知っていただくため、本委員会の開催通知に和歌山のフリーペーパーに特集いただいた調停手続に関する記事を紹介させていただいた。裁判所としては、こういったメディアを通じた広報は相当程度の効果があると考えているがどうか。
- 今回、上記記事と最高裁作成の民事調停手続に関する動画を事前に紹介いただいたので、その両方を見させていただいた。記事だと読んでいく必要があるが、動画だと視覚に加えて音声もあるので、よりわかりやすく伝わるのではないかと感じた。